消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条　複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（消防法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、消防法施行規則第四条の二の四の改正規定中「第三条の二第一項並びに法第八条の二第四項」を「第三条の二第一項、第四条第一項、第四条の二第一項」に改め、同令第三十九条の二の改正規定中「を「型式適合検定」に」の下に「「第三十六条第一項及び前条第二項」を「第三十四条の五第二項及び第三十六条第一項」に」を加え、同令第五十一条の八の改正規定中「、「とあるのは「令第四十六条」と」の下に「「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と」を加える」を「、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする」を「、「防火管理者」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火対象物」とあるのは「防災管理者」と、同条第五項、第七項及び第九項中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする」に改める」に改め、同令第五十一条の九の改正規定中「改め、同条後段を削る」を「「第四条第一項中「別記様式第一号の二の二」とあるのは「別記様式第十五号」と」を「第三条の二第二項中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と」に改める」に改め、同令第五十一条の十二の改正規定を次のように改める。

第五十一条の十二第一項第二号中「第四条第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第二項」を「第三条の二第一項、第五十一条の十一の二において準用する第四条第一項、第五十一条の十一の三において準用する第四条の二第一項」に改める。

第一条のうち、消防法施行規則第五十一条の十五の改正規定の次に次のように加える。

第五十一条の十六第二項中「別記様式第一号の二の二の二」を「別記様式第一号の二の二の二の三」に、「別記様式第十六号」を「別記様式第十四号」に、「別記様式第十七号」を「別記様式第十五号」に改める。

第一条のうち、消防法施行規則別記様式第一号の十一の次に一様式を加える改正規定を次のように改める。

別記様式第一号の十一の次に次の様式を加える。

別記様式第１号の12（第34条の７関係）

データ審査方式申請書

年　月　日

日本消防検定協会　殿

（登録検定機関）

申請者

住　所

氏　名　（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　㊞

電話番号

下記について、データ審査方式を申請します。

記

種　別	
型　式	
型式番号	
検査実施場所	
備　考	

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

第一条のうち、消防法施行規則別記様式第十六号を別記様式第十四号とし、別記様式第十七号を別記様式第十五号とする。

附則第二号中「並びに同令第五十一条の十二、第五十一条の十五及び第五十一条の十七から第五十一条の十九までの改正規定」を「、同令第五十一条の十二、第五十一条の十四から第五十一条の十九まで、別記様式第一号の二及び別記様式第一号の二の二の改正規定、同令別記様式第一号の二の二を別記様式第一号の二の二の三とし、別記様式第一号の二の二の次に二様式を加える改正規定並びに同令別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削り、別記様式第十六号を別記様式第十四号とし、別記様式第十七号を別記様式第十五号とする改正規定」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十一号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第十五条の規定に基づき、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏